

在外教育施設とは

在外教育施設とは、海外に在留する日本人の子供のために、国内の学校教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設です。

文部科学大臣の認定を受けた在外教育施設

国内の小学校、中学校又は高等学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする、全日制の教育施設です。これらは、文部科学大臣から、国内の小学校、中学校又は高等学校と同等の課程を有する旨の認定を受けており、当該施設の中学部の卒業者は国内の高等学校の入学資格を、高等部卒業者は国内の大学の入学資格をそれぞれ有しています。教育課程は、原則的に国内の学習指導要領に基づき、教科書も国内で使用されているものが用いられています。

現在、多くの在外教育施設においては、現地の文化や歴史、地理など現地事情に関わる学習や現地校等との交流を積極的に進めており、ネイティブの講師による英会話あるいは現地語の学習も行われています。

日本人学校は、一般に海外に在留する邦人が組織した団体が主体となって設立され、その運営は日本人会等や進出企業の代表者、保護者の代表からなる学校運営委員会によって運営されています。昭和31年（1956年）にタイのバンコクに設置されて以来、平成27年4月15日現在では、世界50か国1地域に89校が設置されており、義務教育段階の児童生徒約2万1千人が学んでいます。

また、国内の学校法人等が母体となって設置された学校もあります。平成27年4月15日現在、世界に8校が設置されており、小・中・高合わせて約1,200人が学んでいます。



ダレサラム補習授業校(タンザニア)
「アフリカ楽器の実演」

クアラルンプール日本人学校(マレーシア)
「修学旅行 ウミガメの放流」

